

警 告 書

昭和六年十二月二日午前十前手交

會 長 赤 崎 寅 蔭

合資會社上組

頭取 武 内 秀 吉 殿

貴社大阪支店船從業員待遇問題に關する件

右件に關して去る十一月二十七日以來貴社大阪支店對大阪海友同志會との間に不審圓滿なる交渉の決裂となり遂に罷業となつて相對峙するに至りたるは誠に遺憾の次第を存じ候、常に勞資の間に於ける問題は平和と圓滿の間にその労働條件に関する協約を簽げる事を至上とし弊會の如き創立以來固くその眞言を守りて國家産業發達のために努力致し居り候得共事資本家側の無理解に依る場合は之が労資協調の眞誠心に立ち歸らしむべく断固として警懲すべきは又當然の義務なりと聞く信じ居り候

殊に大阪に於ける貴社對大阪海友同志會との問題の如きは貴社側にその眞意認め難く交渉の度毎に圓滿なる交渉のためには尙等用なき暴力團を擁して甚だしく双方の感情的對立を昂め或は其解決を一日も早からしめるために勞働組合の最も唯一の方法としての罷業を、武器を持つ暴力團の脅迫に依つて破壊さんとして罷業團を極度に激昂さしつつある日本年七月及十月二回に亘つて貴社との間に圓滿なる團體協約を簽けたる誓證をもつて我が神戸海友同志會として誠に遺憾の次第を存じ居り候、弊會に於いても斯くの如き現状を他山の石として傍観するの許されざる關係の下に有之候に付き大阪海友同志會が貴社大阪支店に提出したる要求

に基づき明三日午後四時までに大阪海友同志會との間に於て之が解決を希望せり候

2

ニツケルエンドライオンズ商會全從業員協議會

日 時	昭和六年七月十七日	待遇問題對策懇談會
同	八月六日	同 評議員會
同	八月七日	同 從業員大會

解決内容

第一項は、八月一日の減給を取り止め新に船員側より自發的に、月収五十一回以上六十九回までは一回、同七十回以上八十四回までは二回、同八十一回以上九十四回までは三回、九十五回以上百回までは四回、百回以上は五四づ、全收入の内より會社に寄附する。

同第二項は、特別なる怠慢、職務に堪えざる病弱者でないかぎりは満五十五才以上迄使用する事。

同第三項はその勤続年限と勤怠に應じて重役會議の上支給する事。